附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法施行規則第四十条の二の改正規定、同令第四十条の四の改正規定及び同令第四十条の七（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第十二条の規定　令和八年五月一日

二　第一条中租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二十九項の改正規定　令和八年九月一日

三　第一条中租税特別措置法施行規則第十一条の四の次に一条を加える改正規定及び同令第十九条の十の二（見出しを含む。）の改正規定　令和八年十二月一日

四　次に掲げる規定　令和九年一月一日

イ　第一条中租税特別措置法施行規則第五条の五の二の改正規定、同令第九条の六の改正規定、同令第十八条の十四の二第二項第二号の改正規定、同令第十八条の十五の三の改正規定、同令第十八条の十五の四第五項第二号の改正規定、同令第十八条の十五の五の改正規定、同令第十八条の十五の七第二項第二号の改正規定、同令第十八条の十五の八の改正規定、同令第十八条の十五の九の改正規定、同令第十八条の十五の十の改正規定、同令第十九条の十の二の改正規定、同令別表第七㈡の改正規定及び同令別表第七㈢の改正規定並びに附則第十三条第一項及び第二項の規定

ロ　第二条の規定

ハ　第三条の規定

五　第一条中租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項第十三号に次のように加える改正規定、同項第十四号に次のように加える改正規定、同項第十五号に次のように加える改正規定、同条第十五項の改正規定（「第三十一条の二第七項」を「第三十一条の二第八項」に改める部分に限る。）、同条第十四項第二号の改正規定（「第三十一条の二第七項」を「第三十一条の二第八項」に改める部分に限る。）、同条第十二項の改正規定、同条第八項第一号に次のように加える改正規定、同項第二号に次のように加える改正規定、同条第十一項第二項第十三号に次のように加える改正規定、同項第十四号に次のように加える改正規定、同項第十五号に次のように加える改正規定、同条第十七項第一号の改正規定（同号イ⑵に係る部分及び同号ロに係る部分（「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」に改める部分を除く。）を除く。）、同条第十六項の改正規定（「第九項各号」を「第十項各号」に改める部分及び同項第三号に係る部分を除く。）、同条第十四項の改正規定（「第六十二条の三第八項」を「第六十二条の三第九項」に改める部分に限る。）、同条第十三項第二号の改正規定（「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」に改める部分に限る。）、同条第十二項の改正規定、同条第九項第一号に次のように加える改正規定及び同項第二号に次のように加える改正規定　令和十年一月一日

六　第一条中租税特別措置法施行規則第三十六条の改正規定、同令第三十七条の三を削り、同令第三十七条の三の二を同令第三十七条の四とする改正規定、同令第三十七条の四の六第五項の改正規定、同令第三十七条の四の七第二項の改正規定及び同令第三十七条の四の十二第一項の改正規定　令和十年四月一日

七　第一条中租税特別措置法施行規則第十三条の三第一項第九号の次に一号を加える改正規定及び同令第二十一条の十九第二項第九号の次に一号を加える改正規定　経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

八　第一条中租税特別措置法施行規則第十四条第五項第五号の四の改正規定　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

九　第一条中租税特別措置法施行規則第十四条第五項第五号の七の改正規定及び同令第二十二条の二第四項第二号の改正規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十　第一条中租税特別措置法施行規則第十七条の二第一項第九号の改正規定及び同令第二十二条の五第一項第九号の改正規定　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

十一　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十三第三項第一号ロ⑵の改正規定及び同令第二十五条の二の改正規定　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（令和八年五月二十一日）

十二　第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十七を削り、同令第十八条の十六を同令第十八条の十六とし、同条の次に二条を加える改正規定及び同令別表第七㈢の次に一表を加える改正規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日

十三　第一条中租税特別措置法施行規則第三十条の三第一項の改正規定　金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　個人が令和八年において特定試験研究（第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第五条の七第二十一項第一号イに規定する指定大学等（以下この条において「指定大学等」という。）と共同して行う試験研究で租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号。以下「改正令」という。）による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第五条の三第十項第二号に掲げる試験研究に該当するもの及び指定大学等に委託する試験研究で同項第八号に掲げる試験研究に該当するものをいう。以下この条において同じ。）に係る試験研究費の額（所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下「改正法」という。）第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）がある場合において、次の各号に掲げる当該特定試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、同年分の租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書（附則第四条第一項において「確定申告書」という。）に当該各号の認定に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額があるときは、当該金額は、改正法附則第二十六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第十条第七項の規定の適用に係る第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）第五条の六第二十三項に規定する証明がされた金額とみなす。

一　指定大学等と共同して行うもの　当該個人の申請に基づき、当該個人の令和八年分の試験研究費の額のうち当該特定試験研究に要した費用であって当該個人が旧令第五条の三第十項第二号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものとして当該指定大学等の長が認定した金額

二　指定大学等に委託するもの　当該個人の申請に基づき、当該個人の令和八年分の試験研究費の額のうち当該特定試験研究に要した費用であって当該個人が旧令第五条の三第十項第八号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものとして当該指定大学等の長が認定した金額